様式第２の１号の２

是正勧告書

平成　20 年　4 月 18 日

滋賀県病院事業庁

病院事業庁長　谷口日出夫　　殿

滋賀県立成人病センター

大津　労働基準監督署

労働基準監督官 [redacted] 印

貴事業場における下記労働基準法、~~労働安全衛生法~~ 違反及び~~自動車運転者の労働時間等の改善のための基準違反~~については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。

なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合又は是正期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続きをとることがあります。

~~また、「法条項等」欄に［　］印を付した事項については、同種違反の繰り返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置し、当該措置を行った場合にはその旨を報告してください。~~

法条項等	違反事項	是正期日
労基法第 32 条	時間外・休日労働に関する協定の届け出なく、時間外・休日労働を行	20・5・末
	わせていること。	・　・
労基法第 37 条	部長職以上の医師について、時間外・休日及び深夜の割増賃金を支払	20・5・末
	っていないこと。なお、宿日直勤務時に通常の労働に従事した場合に	・　・
	ついても同様のこと（平成 18 年 4 月 1 日に遡及して支払うこと。）。	・　・
指導事項	労働者の労働時間について、『労働時間の適正な把握のために使用者	20・5・末
	が講ずべき措置に関する基準』に基づき適正に管理すること。	・　・
		・　・
		・　・
		・　・
		・　・
		・　・
		・　・
		・　・
		・　・
		・　・
		・　・
		・　・
		・　・

受領年月日 受領者職氏名	平成　年　月　日	（　）枚のうち （　）枚　司

（注意）

一、労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害を発生させた場合には、是正期日内であっても、送検手続をとることがあり、また、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。

二、この勧告書は三年間保存して下さい。